

ダンススタジオ・ゲロッパ! 会員規約

第1条(名称)

このスクールの名称は、ダンススタジオ・ゲロッパ!(以下、「本スクール」という)と称します。

第2条(事業主体及び管理)

本スクールは、株式会社イーストエイジアコーポレーション(以下、「当社」という)が事業主体となり管理・運営を行います。

第3条(目的)

本スクールは会員の健全な心身の育成を図ると共に、ダンスを通じて会員相互の新睦を深め、地域社会における健全で明るいコミュニティー作りに寄与することを目的とします。

第4条(会員制度)

1. 本スクールは会員制とし、本会員規約に基づく入会契約を締結するものとします。
2. 本スクールに入会される方は、当社が指定する入会申込書に正確な情報を記載しなければなりません。

第5条(会員資格)

入会希望者は、本スクールの目的に賛同し、所定の手続きを経たうえで本スクールが承認した方だけが会員となる資格を有します。

また、次の場合は入会することができません。

1. 暴力団、組関係者
2. 本スクールが、他の会員に迷惑をかける恐れがあるまたは、その他適切でないと判断した方
3. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
4. 医師等により、激しい運動等を禁じられている方

第6条(会員証・チケット)

本スクールはすべての会員に対して会員証を発行し、チケットコース会員に対してはさらにレッスンチケットを発行します。

1. 月謝コース会員は、本スクールの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し、入館時に提示しなければなりません。万が一、来館時に忘れた場合、預り金として1,000円を受付に預け受講するものとします。
2. チケットコース会員は、本スクールの施設を利用するときは、会員証及びレッスンチケットを必ず携帯し、入館時に提示しなければなりません。万が一、来館時に忘れた場合、新たにレッスンチケットを購入頂くか、ビジター料金をお支払い頂き受講するものとします。
3. 会員は、如何なる場合もその会員資格を、第三者に貸与または譲渡することはできません。
4. 本スクールは会員証の紛失・盗難に関し、理由の如何に拘わらず一切の責任を負わないものとします。

また、会員証を紛失した場合は、速やかに所定の方法でご入会された校で再発行の手続きをとらなければなりません。再発行につきましては、540円の手数料をお支払い頂きます。

5. レッスンチケットの紛失・盗難については、如何なる理由があろうとも再発行はできません。

6. 会員は、会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。

第7条 (諸規則の遵守)

1. 会員は、本規約、および本スクールが定める諸規則を遵守しなければなりません。

2. 施設の利用にあたっては、本スクールの指示に従わなければなりません。

第8条 (入会手続き)

1. 本スクールを利用する方は、本スクール会員規約を承認の上、手続きを行うものとします。また、所定の料金を納入し当社の承認を得て、契約をした上で会員にならなければなりません。

2. 未成年者が入会する場合は、本人とその親権者が連署、捺印の上、入会申込みを行うものとします。また親権者は会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条 (入会金・諸料金)

1. 入会申込み手続きと同時に入会金及び月謝2ヶ月分を現金にて払い込むものとします。この際納入された入会金・月謝等は理由の如何に拘わらずこれを返還しません。

2. 会員は当社が定めた諸料金(月謝等)を所定の方法で、当社指定の期日までに納入しなければなりません。

3. 諸料金の金額、支払時期、支払方法等は当社がこれを定めます。

4. 一度納入された月謝及び受講料は、理由の如何に拘わらず一切返還出来ないものとします。

5. 月謝振替不能の際、本スクールから電話・郵便等での告知があった場合は、本スクール受付にて現金で〈未納月謝及び引落し不備手数料216円〉を納入するものとします。

6. 月謝を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月謝は支払わなければなりません。

7. 当社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは月謝・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。

8. 月謝コースの月謝のお支払いは原則銀行振替・自動送金とさせていただきます。振替・自動送金手数料はご負担いただきます。

第10条 (退会)

1. 月謝コース会員が自己都合により本スクールを退会する場合は、利用終了月の当月9日までに、会員本人が本スクール所定の書面により手続きを完了しなければなりません。(代理人による手続きまたは電話・メール・FAX 等その他の方法による退会手続きは完了いたしません。)

2. チケットコース会員が自己都合により本スクールを退会する場合は、会員本人が本スクール所定の書面

により手続きを完了しなければなりません。(代理人による手続きまたは電話・メール・FAX 等その他の方法による退会手続きは完了いたしません。)

3. 前1 項もしくは2 項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
4. 利用回数の有無に拘らず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月謝のお支払が必要となります。
5. 退会月の月謝は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
6. 退会時に滞納してある月謝がある場合は、第1 項の退会届の提出までに全額支払わなくてはなりません。滞納分を全額お支払いの上、退会届を受理するものとします。また月の途中で退会をした場合でも、月謝の返還はしません。
7. 退会届が期日内に提出されない限りは、翌月も利用の有無に拘らず月謝の納入義務が生じます。
8. 残チケットの買取には応じられません。

第 1 1 条 (諸 手 続)

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 当社より会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所・連絡先宛に行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所・連絡先宛に通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いません。

第 1 2 条 (会 員 資 格 の 停 止 及 び 除 名)

会員が以下の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本スクール利用契約を解除することができます。

1. 本スクールの会員規約及び諸規則に違反したとき
2. 自己都合により会費を3 ヶ月間以上滞納したとき
3. 当社、または本スクールの運営を故意に妨害する行為があったとき
4. 本スクールの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると当社が認めたとき
5. 当社の名誉・信用を傷つける行為があったとき
6. 他の会員に不快感を与えるなど、迷惑となる行為をしたと当社が認めたとき
7. 故意または重大な過失によりスタジオの施設・設備等を破損したとき
8. 月謝その他の債務を滞納し、本スクールからの催告に応じないとき
9. 当社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
10. 本スクール入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと当社が認めたとき
11. その他、本スクールが不相当と認めたとき

第 1 3 条 (会 員 資 格 の 喪 失)

会員は以下の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき

3. 死亡したとき
4. 本スクールを閉業したとき

第14条 (施設の閉鎖・利用制限)

当社及び本スクールは、天災事変及び著しい社会情勢の変化等止むを得ない事由が生じた場合、予告なしに本施設を全部もしくは一部閉鎖、または利用制限をする場合があります。

第15条 (休業・休館)

当社及び本スクールは、次以下の理由により本スクールの施設の全部または一部を休業することがあります。

1. 気象災害、その他外因的事由により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたと
2. 法令の制定・改廃・行政指導・社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が生じたとき
3. 本施設の点検、補修または改修により止むを得ないとき
4. 本スクールの主催する特別行事を開催するとき
5. お盆・年末年始等一定期間の休業、その他当社が休業を必要と認めるとき

第16条 (スクールの閉業)

当社は以下の理由により、本スクールの閉業をすることがあります。

1. 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき
3. その他やむを得ない事由があるとき

第17条 (賠償責任)

1. 本スクール内で発生した紛失、盗難、障害その他事故について当社は一切の責任を負わないものとします。また、イベント等の行き帰りや、リハーサル・本番中に発生した紛失、盗難、障害その他事故についても当社は一切の責任を負わない

ものとします。また会員は、自己の責に帰すべき原因により、本スクールの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

2. 親権者の同意を得た未成年者の会員は、当該会員の責に帰すべき原因による損害に対して親権者が連帯して賠償責任を果たさなければなりません。

第18条 (忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

本スクールにおける忘れ物について、会員は当社で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本スクールにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題が生じるおそれがある場合、本スクールは期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第19条 (本規約その他の諸規則の改定)

当社は、本規約、細則、利用規定、その他本スクールの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第20条 (入会金、会員登録事務手数料、会費または受講料及び利用料等の改定)

1. 当社は、入会金・会員登録事務手数料・月謝または受講料・利用料等の改定を行うことができます。この場合、入会金及び年登録料については、新たに入会する会員の方および更新時から適用します。
2. 前項の改定を行う場合、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第21条 (種別変更)

会員本人の都合による会員種別の変更を希望する場合、事前に当社が別に定めた期日までに、本スクール所定の書面により手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。会員種別の変更の料金は別に定めます。

1. 種別変更は本スクール規定に従い、所定の手続きを行うものとします。
2. 原則として、月途中からの種別変更はできません。
3. 種別変更手続きの受付期限は、毎月9日を期日とし、受付月の翌月から変更とします。但し、差額を支払う当月中のみの種別変更に関しては、月謝差額分を受付にてお支払い頂き即時に変更できます。

第22条 (休会)

会員本人の都合による休会を希望する場合、事前に当社が別に定めた期日までに、本スクール所定の書面により手続きを行ったうえで変更ができます。休会の変更の料金は別に定めます。

1. 休会は月謝コース会員のみが適用になります。ご希望の場合は本スクール規定に従い、所定の手続きを行うものとします。
2. 原則として、月途中からの休会はできません。
3. 休会手続の受付期限は、毎月9日を期日とし、受付月の翌月から休会とします。
4. 休会期間は最長で3ヶ月迄となります。
5. 休会中は会員資格を継続できるものとします。但し、レッスン受講資格はございません。

第23条 (コース変更)

会員本人の都合による会員コースの変更を希望する場合、事前に当社が別に定めた期日までに、本スクール所定の書面により手続きを行ったうえで、会員コースの変更ができます。会員コースの変更の料金は別に定めます。

1. コース変更は本スクール規定に従い、所定の手続きを行うものとします。
2. チケットコースへの変更は、原則として月途中からの変更はできません。また変更の際に何れかのチケットを購入して頂きます。
3. チケットコースへの変更は、手数料として540円を頂きます。
4. チケットコースへの変更手続きの受付期限は、毎月9日を期日とし、受付月の翌月から変更とします。

5. チケットコースから月謝コースへの変更は、当月の月謝分を受付にてお支払い頂き即時に変更できます。またコース変更に伴う費用はございません。また、未使用のチケットがある場合は、月謝会員変更後も有効期限内であれば使用できます。

6. 月謝コースキャンペーンで、入会金及び登録事務手数料の免除を受けている場合は、チケットコースへの変更の際、入会金及び登録事務手数料相当額をお支払いいただきます。

第24条 (代講及び休講について)

講師のアーティスト・パフォーマーとしての活動の為、また不慮の事故・病気等の理由により、止むを得ずレッスンが代講・休講になる場合があります。レッスンが代講又は休講の場合でも、受講料は返還しません。

第25条 (登録情報・個人情報)

1. 本スクールは、登録情報を、以下各号の目的で利用します。

- ① 本スクールの運営 (本スクールから会員に対して、あらゆる情報を提供することを含みます)
- ② 本スクールが会員にとって有益だと判断する本スクールのサービス (以下、「本サービス」という) 又は、広告主や提携先企業の商品、サービス等に関する情報の提供
- ③ 本サービスの品質管理のためのアンケート調査及び当該結果の分析
- ④ 会員に対する、本サービス運営に著しく影響を及ぼす事柄 (本サービス内容の大幅な変更、一時停止を含みますがこれらに限られません) に関する連絡
- ⑤ 会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めるための連絡

2. 本スクールは、登録情報について、以下各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示しないものとします。

- ① 本サービスの向上、関連事業開発及び提携企業のマーケティング等の目的で登録情報を集計及び分析等する場合
- ② 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて、第三者に開示
- ③ 個人情報の開示や利用について会員の同意がある場合
- ④ 会員が希望するサービスを提供するために、個人情報の開示や利用が必要と認められる場合
- ⑤ 会員が希望するサービスを提供する目的で、提携先等第三者が個人情報を必要とする場合 (なお、当該提携先等の第三者は、本スクールが提供した個人情報をサービス提供のために必要な範囲を超えて利用することはできません)
- ⑥ 本スクールがサービスとして提供するアンケート等への回答を依頼された会員が、回答情報として当社に提供した文字、数字、静止画、動画像その他の情報を第三者に提供する場合 (この場合、当スクールの情報提供先は当該アンケートの発注元及び提携企業に限るものとし、会員個人が特定できない形式での提供となります)
- ⑦ 本スクール又は提携先等第三者の広告、サービス等に関する情報を、会員に送信する場合
- ⑧ 法令に基づく場合

⑨ 本スクール、会員その他第三者の生命、身体もしくは財産、又は当社が提供する一切のサービスの保護のために必要がある場合

⑩ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

⑪ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、これらの者から正当に開示を求められた場合

3. 本スクールは、個人情報について、本スクールの「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。

4. 会員は、本サービスに登録した個人情報について、開示、削除、訂正又は利用停止の請求ができるものとし、ご本人からの請求であることが確認できる場合に限り、本スクールはこれに速やかに対応するものとします。

第26条 (キャンペーン・ アンケート等)

1. 本スクールは会員又は会員登録希望者に対して、サービスの一環として、キャンペーン及びアンケート等を随時実施することができるものとします。

2. 会員等によるキャンペーン及びアンケート等の回答内容について発生する著作権等の知的財産権その他一切の権利については、

会員等が本スクールに回答を送信した時点をもって当社に移転するものとし、本スクールは回答内容に含まれる情報を、第25条に定める登録情報・個人情報の取扱いに準じて利用するものとします。

第27条 (知的財産権等)

1. 本スクールを構成する文章、画像、プログラムその他一切の情報について発生している著作権その他の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権その他の人格権ならびに所有権その他の財産権は、本スクール又は当該権利を有する第三者に帰属しています。

2. 本スクールは、利用者が本スクールにおいて提供した全ての情報 (文字情報、画像情報等を含みますがこれらに限られません) 及び本スクールの運営・活動の範疇で撮影した画像情報について、これらを保存・蓄積した上、本サービスの円滑な運営、改善、本スクール又は本サービスの宣伝告知等 (第三者のメディアへの掲載を通じた紹介記事・コンテンツ等も含まれます。) を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

3. 利用者は、自己の著作物に関して、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、本スクールに何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

【個人情報保護方針】

1. 法令・規範の遵守 当スクールは個人情報保護に関する法令、国の定める指針その他規範を遵守致します。

2. 個人情報の取得・利用

当スクールは、個人情報の取得・利用を、特定された利用目的の範囲内で取り扱います。必要な範囲を超えた取扱い (目的外利用) は行いません。

3. 個人情報の管理

当スクールは、個人情報の漏えい、滅失、毀損などのリスクに対して、必要かつ合理的な安全対策を講ずるものとし、必要に応じて是正を行います。

4. 個人情報の第三者提供

当スクールはお客様からご提供いただいた個人情報を、お客様の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供致しません。

5. お客様への対応

当スクールは、お客様からの個人情報に関するお問い合わせ、開示等のご請求に誠実かつ迅速に対応致します。その際はスクールまでお申し出ください。

ダンススタジオ・ゲロッパ!

〒814-0006 福岡県福岡市早良区百道2 - 7 - 30

西福岡酒販会館ビル2F

TEL / 092 - 833 - 5060